

## 「日本映像学会倫理綱領」

日本映像学会（以下、本学会）は、会員および本学会の倫理綱領を次のように定める。

### （前文）

この綱領は、あらゆる人々の心身および基本的人権を尊重しながら、会員および本学会による映像の研究・創作活動の公平・公正かつ誠実な発展を図ることで、本学会の社会的な責務を果たすことを目的として制定する。

### （基本的な行動指針と態度）

1. 会員は、研究・創作・学会活動において、責任・尊厳・名誉を常に自覚し、誠実・真摯な姿勢や態度をもって社会的責任を果たし、映像研究・創作の発展に寄与する。

### （人権の尊重・差別への反対）

2. 会員は、他者の生命、身体および財産を尊重する。
3. 会員は、他者の人権、人格、尊厳、自由、プライバシーを尊重する。
4. 会員は、文化と表現の多様性を尊重し、国籍、人種、民族、性別、性的指向、性自認、障がい、年齢、信仰、信条、思想等によって他者を差別しない。
5. 会員は、虚偽や悪意のある言動等によって、他者に対し身体的・精神的苦痛を与えないように努める。
6. 会員は、いかなるハラスメントおよびそれに準ずる行為も容認せず、それらの防止に努める。

### （研究・創作活動）

7. 会員は、社会的に責任ある行動を取るよう努める。
8. 会員は、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。
9. 会員は、研究・創作活動において、虚偽の内容や情報の公表および配布を行わない。
10. 会員は、知的財産および研究・創作の成果を尊重し、それを侵害しない。
11. 会員は、情報の収集・整理・保存・活用にあたって、適正な方法によって、その保護に努める。
12. 会員は、研究助成金等を適正に使用する。

### （法令および会則の遵守）

13. 会員は、法令、本学会の会則および関連規程を遵守する。